令和８年（フ）第６８８号
川崎市多摩区宿河原１丁目30番11号　プチフール　102
債務者　寺門　孝子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８９号
川崎市高津区下野毛２丁目８番１―606号　下野毛久保住宅
債務者　河野　ラクエル　ヤンソンこと　コウノ　ラクエル　ヤンソン（ＫＯＮＯ　ＲＡＱＵＥＬ　ＹＡＮＳＯＮ）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
長野県中野市大字江部1379番地　泉団地43号
債務者　塩原　成珠
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１８０号
岐阜県大垣市開発町１丁目３番地１　和合団地Ｂ　101、前住所岐阜県大垣市荒尾町1810番地151
債務者　尾野上利裕
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
岐阜県安八郡神戸町大字丈六道607番地の４　ビレッジハウスごうど　２号棟403号
債務者　四十物源勇
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
静岡県島田市野田142番地の１　グランメール403、旧住所静岡県島田市三ッ合町1274番地の12
債務者　戸田　貴広
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３３号
静岡市葵区羽鳥７丁目３番47号　エメ・フィーユ103、旧住所静岡市葵区人宿町２丁目３番地の７　オラシオン人宿Ⅱ６Ｅ
債務者　宮川　美佳（旧姓望月）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４４２号
静岡市駿河区鎌田570番地の２　寺田コーポＡ101号、旧住所静岡市駿河区丸子２丁目１番８号　黒柳貸家２－２号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５６号
静岡県島田市道悦１丁目16番４号　フローラＭ　101号室
債務者　坂本　真里
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６８号
静岡市駿河区八幡５丁目32番４号　コーポ小泉202
債務者　飯島　達也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８７号
静岡市葵区駒形通１丁目２番11―612号、旧住所静岡市葵区駒形通５丁目３番19―401号
債務者　平井　　葵
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９２号
静岡市清水区向田町９番５号　フォレステージむかいだ、旧住所静岡市清水区折戸505番地の１　シェーンパラスト105
債務者　阿部　昭義
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９９号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12―102号　藤巻ハイツ
債務者　金澤　勇士
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５００号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12―102号　藤巻ハイツ
債務者　金澤　　遼
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４号
静岡県富士宮市小泉255番地の１　ソレイユヴィラ富士根205号室
債務者　朝香　政和
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第９３号
静岡県富士市松岡1583番地の１　パストラルＢ―101号
債務者　黒田　彩子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所富士支部